

監査結果公表第25-15号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成26年3月31日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	田 中 裕 子
同	西 田 尚 美

記

1 措置の通知

平成20年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成26年3月24日付け八建都政第80号

平成21年度定期監査（経済環境部）の結果に対する措置の通知

平成26年3月19日付け八経産第168号

平成22年度定期監査（教育委員会事務局学校教育部）の結果に対する措置の通知

平成26年3月20日付け八教生教政第163号

平成23年度定期監査（教育委員会事務局生涯学習部）の結果に対する措置の通知

平成26年3月25日付け八教生教政第164号

平成23年度定期監査（人権文化ふれあい部）の結果に対する措置の通知

平成26年3月24日付け八八人第153号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 23 年度実施人権文化ふれあい部定期監査の結果に対する措置等の内容
 人権文化ふれあい部人権政策課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H24. 10. 22 までの取り組み等の内容	
<p>2 世界人権宣言八尾市実行委員会への助成金交付事務について</p> <p>同実行委員会への運営助成金交付要綱では、「助成金の額、助成率及び交付の終期等について概ね 3 年ごとに見直しを行う。」と規定されているが、要綱制定後見直しがなされておらず、また、「補助金等交付基準」における支給基準に照らし、同実行委員会の決算額では繰越額の割合や助成率が大きくなっているため、助成金額の見直し等適切な事務執行について検討すること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成 25 年 5 月 10 日）</p> <p>同実行委員会への運営助成金交付要綱第 15 条に基づき、助成金額等の見直しについて検討した結果、</p> <p>①同実行委員会は、世界人権宣言の精神を広め、人権尊重のまちづくりを進め、市民ひとりひとりの人権が守られる社会の実現を目的としており、市と協働で積極的に人権啓発事業に取り組む市民団体であること。</p> <p>②同実行委員会の決算額では繰越額の割合や助成率が大きくなっていることについては、世界人権宣言 65 周年記念事業等にあてる必要があること。</p> <p>③2012 年度（平成 24 年度）収支決算書において、助成金額（135 万円）に対して、当該助成金事業としての支出（1, 547, 727 円）が超過していること。</p> <p>これらのことから現状の助成金額が妥当と判断いたしました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>同実行委員会への運営助成金交付要綱第 15 条「運営助成金の交付に関して、社会情勢の変化、助成金の目的達成・効果を常に勘案し、助成金の額、助成率及び交付の終期等について概ね 3 年ごとに見直しを行う。」に基づいて、同実行委員会への助成金額が適切なものかどうかについて、助成事業の成果を要綱に照らして適合するものかどうかを調査し、必要に応じて今年度中に助成金額の見直し等を検討します。</p>

平成 23 年度実施人権文化ふれあい部定期監査の結果に対する措置等の内容

人権文化ふれあい部文化国際課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H24. 10. 22 までの取り組み等の内容	
<p>1 契約事務について</p> <p>(1) 文化会館建築設備定期点検業務委託契約において、実施の根拠となる建築基準法の適用条項が適切でないの で、適正な事務処理に改めること。また、長年同一業者と随意契約による業務委託を実施しているが、透明性・競争性を確保するため契約方法等の検討を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (平成 25 年 1 月 11 日)</p> <p>文化会館建築設備定期点検業務委託契約において、伺書に根拠となる適用条項の記載を添付し、内容確認の上、平成 24 年度については、建築基準法第 12 条第 4 項（建築設備点検）また平成 25 年度については同法第 12 条第 2 項（建築物点検）に変更いたしました。 また委託業者との契約については、見積もり合わせにより業者選定を行いました。</p>	措置状況	<p>3. 検討中</p> <p>文化会館建築設備定期点検業務委託契約において、実施の根拠となる建築基準法の適用条項については建築基準法第 12 条第 1 項の規定を同法第 12 条第 2 項及び第 4 項に変更いたします。今後は伺書等において根拠の適用条項の記載を添付する等して、適用条項の内容確認を徹底します。（平成 24 年 11 月 1 日措置予定） また同一業者との随意契約による業務委託については、入札を含めた契約方法を検討します。</p>

平成 23 年度実施人権文化ふれあい部定期監査の結果に対する措置等の内容

人権文化ふれあい部地域安全課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H24.10.22 までの取り組み等の内容	
<p>1 地域安全推進会議の委員に対する謝礼の支出について</p> <p>(1) 地域安全推進会議の委員に対する謝礼の規定が明確となっていないので、支出根拠に関する規定の整備を図ること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成 25 年 1 月 1 日）</p> <p>八尾市地域安全推進会議設置要綱を改正し、平成 25 年 1 月 1 日付で施行しました。改正内容は、委員の種別・謝礼額を規定し、支出根拠の整備を図りました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>今年度中に、八尾市地域安全推進会議設置要綱を改正し、委員の種別・謝礼額を規定し、支出根拠の整備を図ります。</p>
<p>(2) 地域安全推進会議の委員に対する謝礼として商品券を支給しているが、謝礼受領簿において受領日の記載がなかったため、受領日を記載し、適切な管理となるよう改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成 25 年 1 月 1 日）</p> <p>平成 24 年度の謝礼支払いより、支払方法を各委員の指定口座への振込みに変更しました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>今年度の謝礼支払いより、謝礼受領簿に受領日の記載を行い、適正な支出管理へ改めます。</p>

平成 23 年度実施人権文化ふれあい部定期監査の結果に対する措置等の内容

人権文化ふれあい部 出張所（市立コミュニティセンター）

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H24.10.22 までの取り組み等の内容	
<p>2 市立コミュニティセンター使用許可事務について</p> <p>(2) 使用料の減免については要綱で基準が定められているが、一部に異なる取扱いが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (平成 25 年 4 月 1 日)</p> <p>八尾市立コミュニティセンター使用料減免要綱の改正にあわせ、基準の統一化を図るとともに、適正な事務処理を行うようコミュニティ推進連絡協議会等で周知を図りました。</p>	措置状況	<p>3. 検討中</p> <p>八尾市立コミュニティセンター使用料減免要綱について、一部に規定整備を要する部分があることから見直しを検討しており、現在、使用料の減免の対象団体及びコミュニティセンター運営協議会等と調整しています。</p>
<p>(3) コミュニティセンター運営協議会が実施する講座修了者によって構成された団体に対する使用料の減免の取扱いにおいて、各コミュニティセンターで差異が見受けられたので、基準の統一化を図り、適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (平成 25 年 4 月 1 日)</p> <p>八尾市立コミュニティセンター使用料減免要綱の改正にあわせ、基準の統一化を図るとともに、適正な事務処理を行うようコミュニティ推進連絡協議会等で周知を図りました。</p>	措置状況	<p>3. 検討中</p> <p>八尾市立コミュニティセンター使用料減免要綱について、一部に規定整備を要する部分があることから見直しを検討しており、現在、使用料の減免の対象団体及びコミュニティセンター運営協議会等と調整しています。</p>